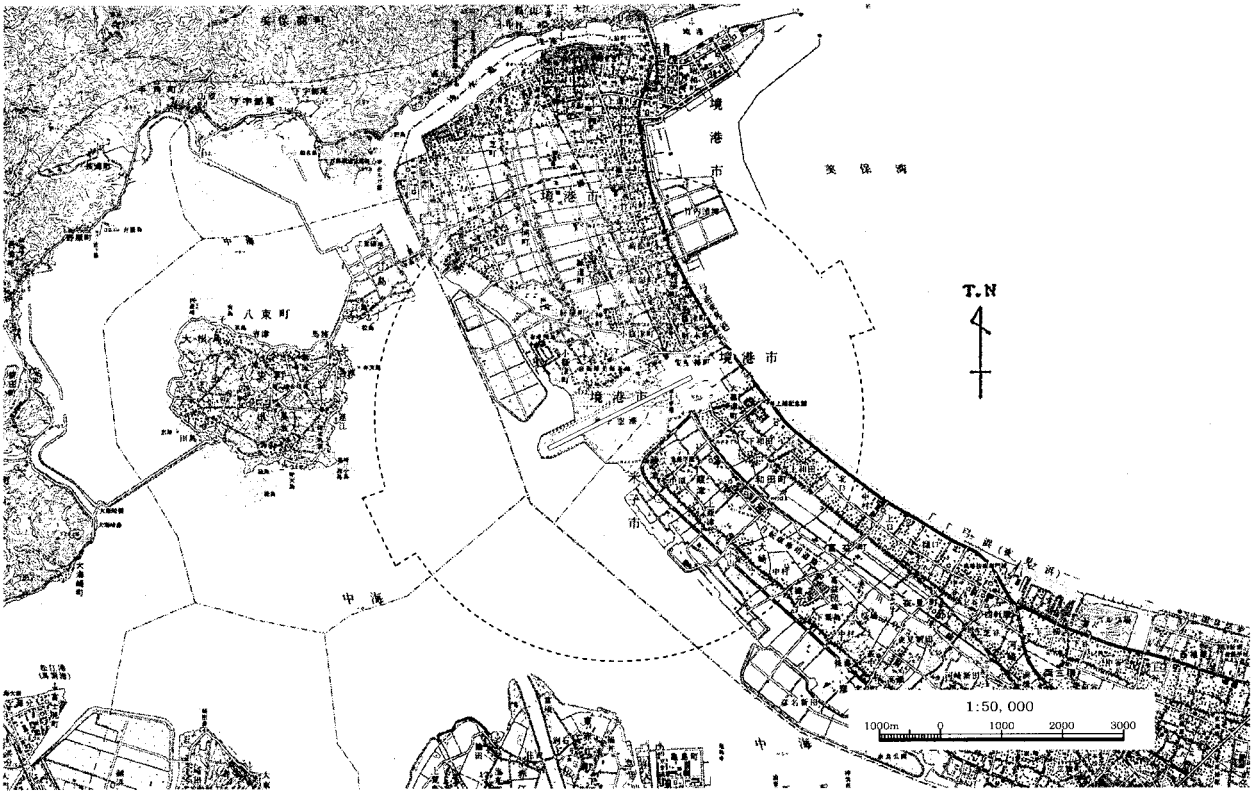
三　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十八号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第二項中「北緯三十五度二十九分三十二秒　東経百三十三度十四分十一秒」を「北緯三十五度二十九分三十六秒　東経百三十三度十四分二十一秒」に改める。

美保飛行場　第二図



㈡　第三項中「二千百二十メートル」を「二千六百二十メートル」に改める。

㈢　第七項中「（半径三千メートル）」を「（半径四千メートル）」に改める。

㈣　別図Ａ及び別図Ｂを次のように改める。

美保飛行場　別図－Ａ

